



2017年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社日清製粉グループ本社
代表者名 取締役社長 見目 信樹
(コード番号 2002 東証第1部)
問合せ先 総務本部広報部長 町田 英樹
(TEL) 03-5282-6650

当社取締役等に対する新たな株式報酬制度の導入について

当社は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役及び執行役員（以下「取締役等」という。）、並びに当社のグループ子会社（日清製粉株式会社、日清フーズ株式会社等の当社の主要な子会社をいい、以下「対象子会社」という。当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（以下「対象子会社取締役」という。また、取締役等と対象子会社取締役を併せて、以下「対象取締役等」という。）に対する新たな株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

これにより、当社は、本制度の導入に関する議案を2017年6月28日開催予定の第173回定時株主総会に、対象子会社は、2017年6月開催予定の各対象子会社の定時株主総会（当社と対象子会社の定時株主総会を併せて、以下「本定時総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 当社及び対象子会社は、対象取締役等を対象に、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益の共有を図ることによりさらに株主重視の経営意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします。

(2) 本制度の導入は、対象会社ごとに、各会社の本定時総会において承認を得ることを条件とします。

(3) 本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称される仕組み（以下「本信託」という。）を採用します。本信託は、対象取締役等に対して報酬として当社株式を交付するインセンティブプランです。

(4) 毎年、対象取締役等の役位等に応じて設定された株式報酬基準額に基づき、当社株式（及び金銭）を対象取締役等に交付します。

(5) 対象取締役等は、本制度を通じて取得した当社株式を、3年間継続して保有

することとします。これは、株主と対象取締役等との利害の共有を図ること、中長期的な視点での企業価値向上に対するインセンティブを付与することを目的としています。

(※) 本制度の導入により、対象取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。なお、ストックオプションとしての新株予約権につきましては、本制度の導入に伴って、新規の発行を行わないことを予定しています。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、2017年6月28日開催予定の当社定時株主総会終結時から、2020年6月開催予定の当社定時株主総会終結時までの3年度を対象として（以下、本制度の対象となる期間を「対象期間」という（※1）。）、対象取締役等に対し、対象取締役等の役位等に応じて設定された株式報酬基準額について、一定の算定方法（下記(5)のとおり。）で算定された数の当社株式（株式交付部分）と納税対応の観点からの金銭（金銭給付部分）を毎年交付及び給付するインセンティブプランです。当社株式は、対象会社が拠出する対象取締役等の報酬額に相当する額の金員を原資に本信託が取得し、本信託から対象取締役等に交付されます。

※1 信託期間の満了後、信託契約の変更及び追加信託等を行うことにより、本制度を継続することがあります（下記(4)イ参照）。その場合、本制度が継続された年の当社定時株主総会終結時以降の3年度を新たな対象期間とします。

(2) 制度導入に係る本定時総会決議

各対象会社の本定時総会において、対象期間における本信託に拠出される金額及び金銭で給付される部分の総額の上限並びに本制度に基づき対象取締役等に対して交付する株式の総数の上限その他必要な事項を、それぞれ決議します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役等は、原則として、対象期間中の毎年一定時期に、以下の受益者要件を充足していることを条件に、株式交付ポイント数（下記(5)に定める。以下同じ。）に応じた数の当社株式の交付を受け、かつ株式報酬基準額のうち金銭給付部分（下記(5)に定める。以下同じ。）に相当する額の金銭給付を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中の特定日に対象取締役等として在任していること（制度開始日以降に新たに対象取締役等となった者を含む。）
- ② 株式交付ポイントが付与されていること
- ③ 在任中に一定の非違行為等があった者でないこと
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

2017年5月(予定)から2020年7月頃(予定)までの約3年間とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了後、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を3年間延長して本制度を継続することがあります。各対象子会社は、延長された信託期間ごとに、当該子会社の本定時総会決議でそれぞれ承認を受けた範囲内で、対象子会社取締役に対する株式報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の本定時総会決議で承認を受けた範囲内で拠出する当社の取締役に対する株式報酬の原資となる金銭のほか、当社の執行役員に対する株式報酬の原資となる金銭も併せて信託し、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対する株式交付ポイントの付与を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に本信託内に残存する当社株式及び金銭があるときは、当該残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、対象会社が本信託に拠出する額の上限額の範囲内とし、かつ、対象子会社ごとに、当該子会社の本定時総会で承認を得た上限額の範囲内とします。本制度を継続する場合に本信託と実質的に同一目的の信託において当該残存株式等を活用する場合があります。

(5) 対象取締役等に対して交付される当社株式数等の算定方法

各対象取締役等について、その役位等に応じて株式報酬基準額(※2)が設定されます。その上で、当該株式報酬基準額について、①株式交付部分と②金銭給付部分とが設定されます。

※2 株式報酬基準額は、職務の内容や責任のほか、中長期インセンティブプランとして適切に機能するよう他の金銭報酬とのバランス等を考慮して決定されます。

① 株式交付部分

株式交付部分については、対象期間中の毎年7月1日時点で制度対象者として在任している対象取締役等に対して、以下の算式で算定された数の株式交付ポイントが付与されます。その上で、受益者要件を充足した対象取締役等は、同年10月に、1ポイント当たり1株の当社株式の交付を受けます(※3)。但し、下記(7)の上限株式数の制限に服します(※4)。

$$\text{株式交付ポイント数(※5)} = \frac{\text{株式報酬基準額} \times \text{株式交付比率(※6)}}{\text{当該年度に係る交付株式の平均取得単価}}$$

※3 下記※10 参照。

※4 算定される交付株式数が上限株式数を超えた場合、当該超過株式数は対象取締役等に交付されるものではないことから、当該超過株式数に相当する額の金銭も下記②の金銭給付部分の対象とはならないものとします。

※5 当社の単元株式数に相当するポイント数に満たない部分は切り捨てとします。

※6 株式交付比率は、70%以上100%以下の比率とし、当初の対象期間(3年度)については、

70%とします。

② 金銭給付部分

金銭給付部分は、以下の算式によって算定される額であり、対象期間中毎年7月1日時点で制度対象者として在任している対象取締役等で受益者要件を充足している者は、同年10月に、金銭給付部分に相当する額の金銭の給付を受けます。

金銭給付額＝株式報酬基準額－（交付株式数×当該年度に係る交付株式の平均取得単価）

(6) 譲渡制限期間

本制度を通じて対象取締役等に毎年交付される当社株式について、交付時から3年間の株式交付規程に基づく譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）が設定されます（※7）。

※7 譲渡制限期間中に一定の非違行為等があった場合、当該対象取締役等に対して、当該譲渡制限の対象となる交付株式の没収に相当する金銭賠償を求めることができるものとします。

(7) 金額の上限及び交付株式数等の上限等

ア 本制度に基づいて対象会社が本信託に拠出する額（※8）と金銭給付部分の額との合計額は、対象期間（3年度）ごとに、合計840百万円（1年度当たり280百万円相当）（※9）を上限とします。

※8 信託拠出額は、現在の対象取締役等の株式報酬基準額及び株式交付比率を考慮して算定された株式取得資金に、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

※9 このうち、当社の取締役分について、対象期間ごとに、合計300百万円（1年度当たり100百万円相当）を上限（社外取締役分については、社外取締役1人当たり3百万円（1年度当たり1人1百万円）を株式報酬基準額の上限）とする旨を、当社の本定時総会に付議する予定です。

イ 本制度に基づいて対象取締役等に株式交付部分として交付される当社株式の総数は、対象期間（3年度）ごとに、80万株（※10・※11）を上限とします。

※10 信託期間中に当社株式の株式分割、株式無償割当て、株式併合等が行われた場合、合理的な方法によって、株式交付ポイント数及び上限株式数の調整を行います。

※11 このうち、当社の取締役分について、対象期間ごとに、合計35万株を上限とする旨を当社の本定時総会に付議する予定です。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場からの取得によって行うことを予定しています。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権の取扱い

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託

期間中、議決権は行使されないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

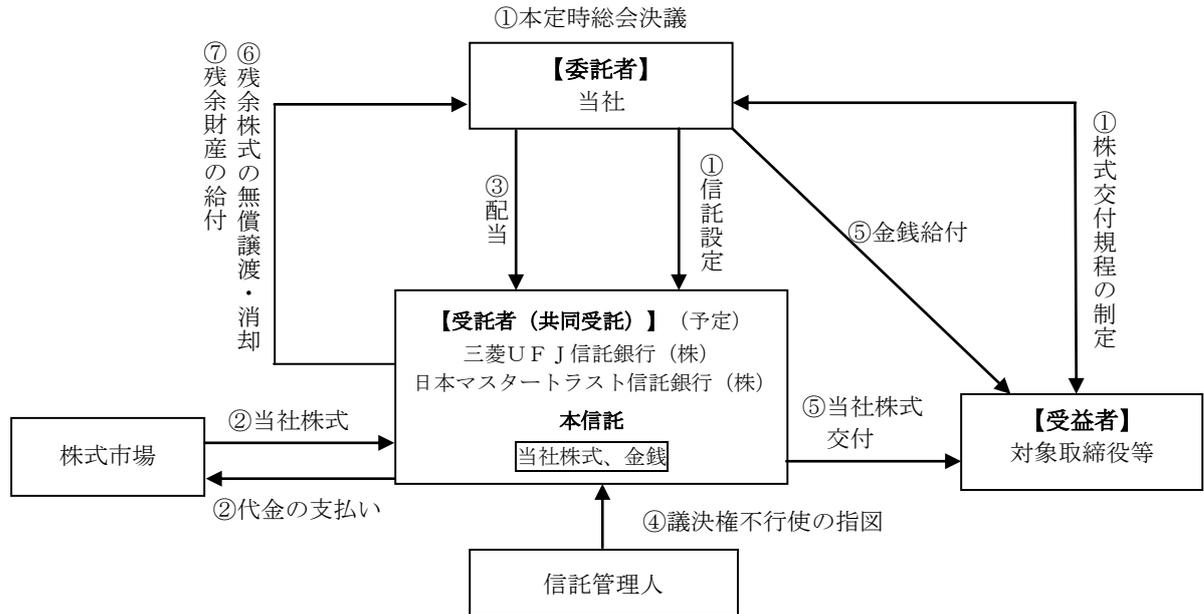
本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(11) 信託期間満了時の取扱い

信託期間満了時に残余株式が生じる場合は、信託契約の変更及び本信託への追加拠出を行うことにより信託期間を延長し、本制度を継続することがあります。なお、本制度を継続する場合に本信託と実質的に同一目的の信託において残余株式を活用する場合があります。信託期間満了により本信託を終了する場合は、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、残余財産のうち信託費用準備金を超過する部分については、対象会社及び対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

3. 本制度の仕組み



- ① 対象子会社は、それぞれ対象子会社取締役に対する株式報酬の原資となる金銭を当社に拠出します。当社は、取締役等に対する株式報酬の原資となる金銭を、各対象子会社から拠出を受けた対象子会社取締役に対する株式報酬の原資となる金銭と併せて信託し、受益者要件を充足した対象取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
対象会社は、対象会社ごとに、各会社の本定時総会において本制度の導入に関する承認決議を得ます。対象会社は、対象会社ごとに、取締役会において本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ② 本信託は、信託管理人の指図に従い、①で信託された金銭を原資として、信託期間中の毎年一定時期に当社株式を株式市場から取得します。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて、対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。
- ③ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ④ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権は行使されないものとします。
- ⑤ 信託期間中の毎年特定日に、受益者要件を充足した対象取締役等は、各対象会社の株式交付規程に従い、株式報酬基準額を基礎として算定された当社株式（及び金銭）を受領します。
- ⑥ 信託期間満了時に残余株式が生じる場合、信託契約の変更及び追加信託を行う若しくは残余株式を本信託と実質的に同一目的の信託において活用することにより本制度を継続するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社がこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑦ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社及び対象取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、受益者要件を充足する各対象取締役等への当社株式の交付により信託内

に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、各対象会社は、本信託に対し（対象子会社は当社を通じて）、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。この場合には、当社の取締役及び対象子会社取締役の報酬の原資として各対象会社から拠出される金銭の額は、各会社の本定時総会でそれぞれ承認を受けた上限額に服するものとします。

（ご参考）

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 対象取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2017年5月16日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2017年5月16日（予定）～2020年7月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2017年7月1日（予定。各対象会社の本定時総会の承認決議後） |
| ⑩ 議決権の取扱い | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の金額 | 550百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 各対象会社の本定時総会の承認決議後、下記の各期間、下記の額の当社株式を取得するまで
① 2017年度 約160百万円（予定） 2017年7月6日（予定）～2017年7月20日（予定）
② 2018年度 約190百万円（予定） 2018年7月6日（予定）～2018年7月20日（予定）
③ 2019年度 約190百万円（予定） 2019年7月5日（予定）～2019年7月19日（予定） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上